

導入促進基本計画
(岩手県金ケ崎町)

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

金ケ崎町は、岩手県南内陸部に位置し、北は北上市、南は奥州市と隣接し、面積 179.76 k m²を有する町である。

人口は、昭和 50 年まで減少傾向が続いていたが、岩手中部（金ケ崎）工業団地に立地した大手企業の操業を契機に、緩やかに増加し、平成 17 年（2005 年）には 16,396 人となったが、その後、少子高齢化の進行により、令和 2 年（2020 年）には 15,535 人となっている。高齢化率は、平成 30 年度（2018 年度）には 30%を超え、今後も増加することが予測されている。

産業は、医薬品、半導体、自動車の 3 大産業の集積により雇用の場を提供している一方、中小企業においては、必要とする人材の確保が困難になっている。

生産年齢人口の減少による労働力不足は、商品・サービス品質の低下や販売・受注機会の損失、時間外労働の増加による職場環境の悪化や労働意欲の低下、経費の増大など様々な問題が発生し、労働環境の悪化により離職者が増加すれば更なる労働力不足に陥ることとなり、当町の中小企業は事業の存続が困難となり、サプライチェーンの崩壊、地域経済の衰退に繋がるものと懸念される。

(2) 目標

以上のような状況の下、金ケ崎町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促し、生産性の向上を図ることにより、人口減少による労働力不足を補い地域経済の活性化を図るものとする。そこで、計画期間中、5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

金ケ崎町の農業は、町の基幹産業として、稲作を中心とし、アスパラガス、きゅうり及びピーマンを最重点振興作物として位置付け、生産振興している。また、畜産・果樹などにも取り組みながら、多様な農業生産を展開している。一方、農業経営者の高齢化や農家戸数の減少が進行しており、農業経営者の高齢化や担い手不足は、生産性の低下による農業所得の減少や耕作放棄地の増加に直結するこ

とから、農地集積、法人化を進めているが、問題の解消には至っていない。

工業については、岩手中部（金ヶ崎）工業団地に、医薬品、半導体、自動車関連企業が立地しており、東北有数の産業集積地となっている。工業製品出荷額は、県内第1位、東北では第5位。隣接する北上市、奥州市と合わせると3市町で岩手県全体の約半分を占めている（2023 経済構造実態調査）。ものづくり企業が地域に根付いており、雇用の場を提供しているが、生産年齢人口の減少や若年層の域外流出による労働力不足などにより、中小企業における人材不足が顕著になっている。

商業・サービス業については、商店街においては、人口減少等による経営不振や後継者不在による廃業が増加している。また、地域の拠点商店においても、自動車利用や人口減少等による経営不振により閉店が続いており、高齢化による地域住民の買い物難民対策のため、早急な支援が必要となっている。

それぞれの産業で人口減少による問題等を抱えており、地域経済の活性化のためには、早急に生産性の向上に資する取り組みを進めなければならない。

以上から、本計画において対象とする設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める全ての先端設備等とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

金ヶ崎町における各産業は、町内全域に広がっており、雇用の場、地域コミュニティの形成や伝統文化の継承など、地域経済の活性化に大きく貢献していることから一体的に振興していくことが必要不可欠である。

以上から、本計画の対象地域を金ヶ崎町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

金ヶ崎町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、生産プロセスの改善を行うための設備投資や新技術、新事業、新商品、新サービス等の研究開発、新たな付加価値の創造など、多様である。したがって、計画期間内において労働生産性が年率3%以上向上することが見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

ただし、本計画は、地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等の設置による再生可能エネルギー発電事業は、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置する事業のみ対象とし、全量売電するための事業は対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月31日 ～ 令和9年7月30日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画について、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に際し、以下に挙げる事項については認定の対象としない。

- ① 人員削減を目的とした取組
- ② 公序良俗に反する取組
- ③ 反社会的勢力との関係が認められる事業所又は個人がおこなう取組
- ④ 町税等滞納している事業所又は個人がおこなう取組
- ⑤ 金ヶ崎町外の中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、金ヶ崎町に工場や事業者が存在し、地域経済・雇用を支えるもののみを認定の対象とする。